

2023年9月22日

各位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ  
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治

(TEL. 03-6447-6449)

## 投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、下記の対象E T Fおよび投資対象ファンド（詳細は次頁参照）に係る投資信託約款の変更を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容およびその理由

対象E T Fおよび投資対象ファンドについて、以下いずれかの通り、各信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

#### <約款変更の内容>

##### ①デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的明確化

新N I S A制度における成長投資枠の要件に適合させるため、当該ファンドにて行なうデリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

##### ②デリバティブ取引の利用目的明確化

新N I S A制度における成長投資枠の要件に適合させるため、当該ファンドにて行なうデリバティブ取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

#### 2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2023年10月6日（予定）

変更日 : 次頁参照

#### 3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、「その変更の内容が重大なもの」には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

●対象ETFおよび投資対象ファンドと変更内容の一覧

対象ETF					約款変更を行なう投資対象ファンド
銘柄コード	ファンド名	変更日	変更 ①	変更 ②	ファンド名
2235	上場インデックスファンド 米国株式（ダウ平均）為替ヘッジなし	2023年10月7日	●		インデックス マザーファンド アメリカ株式
2562	上場インデックスファンド 米国株式（ダウ平均）為替ヘッジあり	2023年10月7日	●		インデックス マザーファンド アメリカ株式
2568	上場インデックスファンド 米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジなし	2023年10月7日	●		インデックス マザーファンド NASDAQ100
2569	上場インデックスファンド 米国株式（NASDAQ100）為替ヘッジあり	2023年10月7日	●		インデックス マザーファンド NASDAQ100
1481	上場インデックスファンド 日本経済貢献株	2023年10月7日	●		
1578	上場インデックスファンド 日経225（ミニ）	2023年10月7日	●		
1586	上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials	2023年10月7日	●		
1592	上場インデックスファンド JPX日経インデックス400	2023年10月7日	●		
1308	上場インデックスファンド T O P I X	2023年10月7日		●	
1345	上場インデックスファンド Jリート（東証REIT指数）隔月分配型	2023年10月7日		●	
1399	上場インデックスファンド MSCI日本株高配当低ボラティリティ	2023年10月7日		●	
1698	上場インデックスファンド 日本高配当（東証配当フォーカス100）	2023年10月7日		●	
2566	上場インデックスファンド 日経ESGリート	2023年10月7日		●	
1330	上場インデックスファンド 225	2023年10月7日		●	

別紙. 各投資信託約款の新旧対照表

以上

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジなし	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式（ダウ平均）為替ヘッジあり	約款	第24条 第25条 第26条 第31条

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象インデックスへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等（ダウ・ジョーンズ工業株価平均を対象とする先物取引とします。）を行なう場合があります。</u></p> <p>3.～8. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (同 左)</p> <p>2. 対象インデックスへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等（ダウ・ジョーンズ工業株価平均を対象とする先物取引とします。）を行なう場合があります。</p> <p>3.～8. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行</p>

<p>係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象 (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託者の判断により決定するものとします。</p> <p>運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第18条、第19条および第20条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5) <u>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第25条の範囲で行ないます。</u></p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象 (同 左)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託者の判断により決定するものとします。</p> <p>運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。</p>

(6) (略)	(5) (同 左)
<p>(先物取引等の運用指図) 第18条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第18条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第25条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損</u></p>	<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第25条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、</u></p>

<p>益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③（同 左）</p>
---	---

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジなし	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (NASDAQ100) 為替ヘッジあり	約款	第24条 第25条 第26条 第31条

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象インデックスへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等 (NASDAQ100指数を対象とする先物取引とします。)</u>を行なう場合があります。</p> <p>3. ~8. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (同 左)</p> <p>2. 対象インデックスへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて有価証券指数等先物取引等 (NASDAQ100指数を対象とする先物取引とします。)を行なう場合があります。</p> <p>3. ~8. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u>および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ)。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ)。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>



<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p><b>運 用 方 法</b> (1)投資対象 米国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。 (2)投資態度 主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託者の判断により決定するものとします。 運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。 <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u> ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><b>運 用 制 限</b> (1)～(3) (略) (4)<u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第18条、第19条および第20条の範囲で行ないます。</u> (5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的なら</u></p>	<p><b>運 用 方 法</b> (1)投資対象 米国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。 (2)投資態度 主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託者の判断により決定するものとします。 運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。 <u>運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u> ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p><b>運 用 制 限</b> (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。</p>

<p>びに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第25条の範囲で行ないます。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第18条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第18条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(外国為替予約の指図および範囲)</p>	<p>(外国為替予約の指図および範囲)</p>

<p>第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>第25条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>
---	---

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、JPX/S&amp;P 設備・人材投資指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～8. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. JPX/S&amp;P 設備・人材投資指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～8. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>3. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. (同 左)</p> <p>2. 日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>3. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u>および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>



## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、TOPIX Ex-Financialsへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～8. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. TOPIX Ex-Financialsへの連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～8. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u>および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、JPX日経インデックス400への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～8. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. JPX日経インデックス400への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～8. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第25条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証株価指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. 東証株価指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における東証株価指数先物取引および東証株価指数オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における東証株価指数先物取引および東証株価指数オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における東証株価指数先物取引および東証株価指数オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における東証株価指数先物取引および東証株価指数オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する不動産投信指数先物取引を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～7. （略）</p>	<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. （同 左）</p> <p>3. 東証REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する不動産投信指数先物取引を行なう場合があります。</p> <p>4. ～7. （同 左）</p>
<p>（先物取引の運用指図および目的）</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証REIT指数に連動する投資成果を目指すため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）</u>および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>（先物取引の運用指図および目的）</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、東証REIT指数に連動する投資成果を目指すため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第23条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第23条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）および株価指数オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の株価指数先物取引および株価指数オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）および株価指数オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の株価指数先物取引および株価指数オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、東証配当フォーカス100指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～9. （略）</p>	<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. （同 左）</p> <p>3. 東証配当フォーカス100指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第24条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～9. （同 左）</p>
<p>（先物取引等の運用指図および目的）</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>（先物取引等の運用指図および目的）</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数および不動産投信指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>



## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経ESG-REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第23条に規定する不動産投信指数先物取引を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. 日経ESG-REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第23条に規定する不動産投信指数先物取引を行なう場合があります。</p> <p>4. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～2. (同 左)</p> <p>3. 日経平均株価への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第26条に規定する有価証券指数等先物取引等を行なう場合があります。</p> <p>4. ～7. (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第26条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引ならびに外国の金融商品取引所における日経平均株価先物取引および日経平均株価オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>